

# 質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2022 年 11 月 4 日

「(案件名)ケニア国モンバサ郡保健医療サービス提供体制に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式))」  
(公示日:2022 年 10 月 26 日/調達管理番号:22a00720)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	入札説明書 P5 「5. 競争参加資格」 (1)各種参加資格の確認 1)消極的資格制限	<p>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022 年 4 月)」の P45「別添資料 12 企画競争説明書/入札説明書の共通事項」の「1. 競争参加資格 (1)消極的資格制限」に、以下の記載がございます。</p> <p>1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。</p> <p>上記記載は、貴機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号)第 4 条(2)に基づくものであると理解しておりますが、同条項においては、「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者」とのみ記載されており、会社更生法又</p>	<p>会社再生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人は、競争参加資格を認めていません。</p> <p>「再生計画が発行していない法人」については、「再生計画が可決されていない法人」とご理解いただいて差し支えありません。</p>

		<p>は民事再生法については言及されておりません。そのため、本条項は破産手続開始の決定があったことを前提とする条項と理解しておりますが、「具体的には…」以下においては破産手続に関する記載ではなく会社更生法又は民事再生法について記載されております。破産手続と会社更生法及び民事再生法とでは、その趣旨及び目的を異にするものであるため、同条項の解釈として、会社更生法又は民事再生法に基づく申立てを行った法人があてはまるのか否かにつきご教示ください。</p> <p>また、上記記載において、「再生計画が発行していない法人」との記載がありますが、民事再生法上、再生計画の「発行」に関する定めはないため、「再生計画が発行していない法人」の意義につきご教示ください。</p>	
--	--	--	--

以上